

# 臨時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

## 開催日時

2022年3月28日(月曜日) 午前10時

受付開始時間 午前9時30分

## 開催場所

大阪市北区中之島5丁目3番68号

当会社

(リーガロイヤルホテル(大阪)3階・ロイヤルホール)

## 目次

招集ご通知	01
新型コロナウイルス感染症への対応について	03
株主総会参考書類	04
第1号議案 定款一部変更の件	04
第2号議案 第三者割当による募集株式(B種優先株式、C種優先株式)の発行の件	17
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件	22

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置の一環として、多くの株主様のご来場を避けるため、書面の郵送による**議決権の事前行使をご推奨申し上げます**。特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、本株主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。また、本株主総会におきましては、**お土産の配布、及び待合室でのお飲み物等のご提供は取り止めさせていただきます**。

株 主 各 位

(証券コード 9713)  
2022年3月10日

大阪市北区中之島5丁目3番68号  
株式会社 ロイヤルホテル  
代表取締役社長 蔭 山 秀 一

## 臨時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当会社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、同議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づく種類株主総会の決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますこととなりました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からご出席をお控えいただく場合、または当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月25日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2022年3月28日(月曜日)午前10時  
2.場 所 大阪市北区中之島5丁目3番68号  
当会社(リーガロイヤルホテル(大阪)3階・ロイヤルホール)

### 3.会議の目的事項

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 第三者割当による募集株式(B種優先株式、C種優先株式)の発行の件  
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
なお、第1号議案につきましては、普通株主様による種類株主総会を兼ねております。

以 上

## 議決権行使についてのご案内



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を

**会場受付にご提出**ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



### 書面による議決権行使

書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討ございまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、

**2022年3月25日(金曜日)午後5時30分までに到着**  
するようご返送ください。

©株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.royalhotel.jp>)に掲載させていただきます。

# 臨時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会における 新型コロナウイルス感染症への対応について

当社は、3月28日(月曜日)午前10時より、本株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応につきまして下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

---

## 記

### 1. 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権行使書により事前に議決権行使をしていただき、当日のご来場を見合わせることをご検討ください。

### 2. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様は、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用などの感染予防にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口で検温にご協力いただくことがございます。また、体調不良とお見受けした方にはスタッフがお声掛けし、ご入場をお断りさせていただくことがございます。
- ・会場の座席間隔を広げているため、座席数が減少しており、ご入場いただけない場合がございます。予めご了承ください。

### 3. 当社の対応

- ・接触感染リスク低減のため、お土産の配布、及び待合室でのお飲み物等のご提供は取り止めさせていただきます。
- ・役員及びスタッフは、マスクを着用させていただきます。

以上、時節柄、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により総会運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。  
(<http://www.royalhotel.jp.com>)

---

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案に記載のB種優先株式及びC種優先株式(以下、B種優先株式及びC種優先株式を併せて「本優先株式」といいます。)の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するとともに、これに伴い、併せてA種優先株式に関する規定その他の文言の修正及び追加等を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。本優先株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款一部変更の効力発生については、本株主総会で第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること、ならびに普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において本議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

また、本議案は普通株主様による種類株主総会の議案を兼ねております。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<中略>	<中略>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、20,300,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は200,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株とする。	(発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、20,500,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株、 <u>第2章の3に規定するB種優先株式の発行可能種類株式総数は40,000株、第2章の4に規定するC種優先株式の発行可能種類株式総数は160,000株とする。</u>
2 当社の発行するA種優先株式の株主(以下「優先株主A」という。)は、当社の株主総会において議決権を行使できないものとする。	(現行どおり)
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1,000株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1,000株、 <u>B種優先株式は1株、C種優先株式は1株とする。</u>
<中略>	<中略>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式の交付と引換えに行う取得請求権)</p> <p>第10条の9 優先株主Aは、当社に対して、平成25年7月8日から平成43年7月6日までの当社の取締役会の決定する期間中、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該優先株主Aに対して、A種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>2 A種優先株式を取得することと引換えに交付する当社普通株式の数は、次の算式により算出されるものとし、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算出式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を種類株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の数で除した数とする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主Aが取得請求に際して提出したA種優先株式の払込金額の総額÷交付価額</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(普通株式の交付と引換えに行う取得条項)</p> <p>第10条の12 当社は、取締役会にて決定される期日までに取得請求が行われなかったA種優先株式については、取締役会が決定する期日(以下「一斉取得日」という。)をもって、そのすべてを取得するものとする。当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主Aに対して、その有するA種優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。</p>	<p>(普通株式の交付と引換えに行う取得請求権)</p> <p>第10条の9 優先株主Aは、当社に対して、当社の取締役会の決定する期間中、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該優先株主Aに対して、A種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第2章の3 B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第10条の12 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「優先株主B」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Bと併せて「優先株主B等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)および優先株主Aまたは優先登録株式質権者A(以下、優先株主Aおよび優先登録株式質権者Aを併せて「優先株主A等」という。)に先立ち、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「B種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主B等に対して支払う1</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払B種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。</p> <p><u>3 当社は、優先株主B等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(新設) <u>(B種期中優先配当金)</u>  第10条の13 当社は、第37条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主B等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(新設) <u>(残余財産の分配)</u>  第10条の14 当社は、残余財産を分配するときは、優先株</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>主B等に対して、普通株主等に先立って、B種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 優先株主B等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(新設) (金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第10条の15 優先株主Bは、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済 B 種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済 B 種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を B 種基本償還価額から控除する。また、B 種優先株式 1 株当たりの取得価額に、優先株主 B が B 種償還請求を行った B 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(B 種基本償還価額算式)</u>  <u>B 種基本償還価額</u>  <math>= 50,000 \text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}</math>  <u>払込期日(同日を含む。)</u> から <u>B 種償還請求日(同日を含む。)</u> までの期間に属する日数を「m 年と n 日」とし、「<math>m+n/365</math>」は「<math>(1 + 0.085)</math>」の指数を表す。</p> <p><u>(控除価額算式)</u>  <u>控除価額 = 償還請求前支払済 B 種優先配当金 <math>\times (1 + 0.085)^{x+y/365}</math></u></p> <p><u>「償還請求前支払済 B 種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われた B 種優先配当金 (B 種償還請求日までの間に支払われた B 種期中優先配当金を含む。)</u> の支払金額とする。</p> <p><u>償還請求前支払済 B 種優先配当金の支払日(同日を含む。)</u> から <u>B 種償還請求日(同日を含む。)</u> までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とし、「<math>x+y/365</math>」は「<math>(1 + 0.085)</math>」の指数を表す。</p> <p><u>3 本条第 1 項に基づく B 種償還請求の効力は、B 種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(新設) (金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第10条の16 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>基づき別に定める日(以下、本条において「<u>B種強制償還日</u>」という。)の到来をもって、<u>B種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「<u>B種償還請求日</u>」を「<u>B種強制償還日</u>」と、「<u>償還請求前支払済B種優先配当金</u>」を「<u>強制償還前支払済B種優先配当金</u>」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)</u>とする。</p> <p>なお、<u>強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(新設) <u>(議決権)</u>  <u>第10条の17 優先株主Bは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(新設) <u>(株式の併合または分割等)</u>  <u>第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Bには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(種類株主総会への準用)  <u>第10条の19 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、B種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</u></p>
(新設)	<p>第2章の4 <u>C種優先株式</u>  <u>(C種優先配当金)</u>  <u>第10条の20 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主(以下「優先株主C」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Cと併せて「優先株主C等」という。)に対し、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>  <u>2 ある事業年度において、優先株主C等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るC種優先配当</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>金額に達しないときは、その不足額(以下「未払C種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。</p> <p><u>3 当社は、優先株主C等に対して、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(新設) <u>(C種期中優先配当金)</u>  第10条の21 当社は、第37条の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、C種期中優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(新設) <u>(残余財産の分配)</u>  第10条の22 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(た</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>し、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「解散前支払済C種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>2 優先株主C等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(新設) (金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第10条の23 優先株主Cは、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「C種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、C種償還請求がなされた日を「C種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p><u>2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をC種基本償還価額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主Cが償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(C種基本償還価額算式)</u>  C種基本償還価額  <math>= 50,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}</math>  <u>払込期日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u></p> <p><u>(控除価額算式)</u>  控除価額 = <u>償還請求前支払済C種優先配当金</u> <math>\times (1 + 0.04)^{x+y/365}</math></p> <p><u>「償還請求前支払済C種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金(C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。</u></p> <p><u>償還請求前支払済C種優先配当金の支払日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u></p> <p>3 <u>本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p>(新設) <u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  第10条の24 <u>当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「C種強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得す</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ることができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「C種強制償還日」と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「強制償還前支払済C種優先配当金」(C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金(C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(新設) (議決権)  <u>第10条の25 優先株主Cは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(新設) (株式の併合または分割等)  <u>第10条の26 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Cには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p> <p>(新設) (種類株主総会への準用)  <u>第10条の27 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、C種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>第2章の5 優先順位 (優先順位)</p> <p>第10条の28 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当を第1順位(それらの間では同順位)、優先株主A等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、優先株主A等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。</p> <p>3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(期中配当)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>

---

## 第2号議案 第三者割当による募集株式(B種優先株式、C種優先株式)の発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、SMBCCP投資事業有限責任組合1号(以下、「SMBCCPファンド」といいます。)に対する第三者割当による募集株式(B種優先株式)の発行、及びDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合(以下、「DBJファンド」といい、SMBCCPファンドとDBJファンドを併せて「本割当予定先」といいます。)に対する第三者割当による募集株式(C種優先株式)の発行を実施すること(以下、B種優先株式の発行及びC種優先株式の発行を併せて「本第三者割当増資」といいます。)につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る本第三者割当増資は、本株主総会において、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること、ならびに普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において、第1号議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 1. 募集の概要

### (1) B種優先株式

① 募集株式の種類及び数	B種優先株式 40,000株
② 払込金額	1株につき50,000円
③ 払込金額の総額	2,000,000,000円
④ 増加する資本金の額	1,000,000,000円(1株につき25,000円)
⑤ 増加する資本準備金の額	1,000,000,000円(1株につき25,000円)
⑥ 払込期日	2022年3月30日
⑦ 募集または割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によりSMBCCPファンドに全てのB種優先株式を割り当てます。
⑧ その他	<p>詳細は第1号議案をご参照ください。</p> <p>ア. B種優先株式の優先配当率は年8.5%に設定されており、B種優先株主またはB種優先株式の登録株式質権者(以下、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」といいます。)は、普通株主または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」といいます。)及びA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」といいます。)に優先して配当を受け取ることができません。ある事業年度において、B種優先株主等への配当額が不足した場合は、その不足額(以下、「未払B種優先配当金」といいます。)は翌事業年度以降に累積します。B種優先株主等は、優先配当金及び累積した未払B種優先配当金に加えて、普通配当を受け取ることができません。</p> <p>イ. B種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。</p> <p>ウ. B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、いつでも行使することができますが、当社、SMBCCPファンド及びDBJファンドとの間で締結した株式投資契約(以下、「本投資契約」といいます。)上、一定の事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間は行使できないとされており、</p> <p>エ. B種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、いつでも行使することができますとされており、</p> <p>オ. B種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されており、</p> <p>カ. B種優先株式には、譲渡制限は付されておりませんが、本投資契約上、B種優先株式の引受人であるSMBCCPファンドは、DBJファンドの事前の書面による承諾なく、B種優先株式を譲渡できないとされており、</p>

## (2) C種優先株式

① 募集株式の種類及び数	C種優先株式 160,000株
② 払込金額	1株につき50,000円
③ 払込金額の総額	8,000,000,000円
④ 増加する資本金の額	4,000,000,000円(1株につき25,000円)
⑤ 増加する資本準備金の額	4,000,000,000円(1株につき25,000円)
⑥ 払込期日	2022年3月30日
⑦ 募集または割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によりDBJファンドに全てのC種優先株式を割り当てます。
⑧ その他	<p>詳細は第1号議案をご参照ください。</p> <p>ア. C種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されており、C種優先株主またはC種優先株式の登録株式質権者(以下、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」といいます。)は、普通株主等及びA種優先株主等に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、C種優先株主等への配当額が不足した場合は、その不足額(以下、「未払C種優先配当金」といいます。)は翌事業年度以降に累積します。C種優先株主等は、優先配当金及び累積した未払C種優先配当金に加えて、普通配当を受け取ることはできません。</p> <p>イ. C種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はありません。</p> <p>ウ. C種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、いつでも行使することができますが、本投資契約上、一定の事由が発生した場合を除いて、2030年3月30日までの間は行使できないとされております。</p> <p>エ. C種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、いつでも行使することができますとされております。</p> <p>オ. C種優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付されていません。</p> <p>カ. C種優先株式には、譲渡制限は付されていません。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や営業時間の短縮、酒類提供の制限の要請等もあり、極めて厳しい状況が続いております。ワクチン接種の進展等により、感染収束が期待されるものの、新たな変異株の発生等もあり、先行きは依然不透明な状況です。

当社は、このような状況の中でも、運営の効率化を柱に経費の削減に一層取り組み、収益性の向上に努めてまいりました。しかしながら、2021年度第3四半期の連結売上高は12,143百万円(前年同期は11,879百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は3,102百万円(前年同期は7,721百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となり、純資産は前連結会計年度末に比べ3,029百万円減少し7,866百万円となりました。

こうした結果を踏まえて、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するリスクに対応しつつ、アフターコロナを見据えた成長戦略を推進し、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、資本性のある資金調達による財務基盤の強化が必要と判断しました。

SMBCCPファンドの業務執行組合員である株式会社SMBCキャピタル・パートナーズは、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の子会社であり、DBJファンドは、新型コロナウイルス感染症により特に深刻な影響を受けている飲食・宿泊業をはじめとする事業者を支援する目的で設立されたファンドです。両社とも、当社の経営方針や本第三者割当増資の目的を理解しており、両社の出資目的にも合致することから、割当予定先に選定いたしました。

### (2) 本第三者割当増資を選択した理由

上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて純資産の毀損が続いている状況においては、負債性の資金調達ではなく、自己資本の増強を図ることができる資本性資金の調達が必要であると考えております。しかしながら、例えば、普通株式の発行は、急激かつ大規模な普通株式の希薄化をもたらす可能性があります。それに対して、本優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項も付与されておられません。そのため、本第三者割当増資は、既存株式の希薄化を一切生じさせることなく資本性資金の確保が可能であることから、最善の選択肢であると判断しております。

---

### (3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、本割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及びその内容に関する交渉を重ねてまいりました。その結果、B種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円、C種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円と決定いたしました。

当社としては、本優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、本優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本優先株式の払込金額が本割当予定先にとって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

### (4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、B種優先株式を40,000株発行することにより20億円、C種優先株式を160,000株発行することにより80億円を調達いたしますが、上記「(1)募集に至る経緯及び目的」及び「(2)本第三者割当増資を選択した理由」に記載の本優先株式発行の目的及び使途に鑑みると、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、本優先株式は、株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付与されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

## 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当増資に併せて、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えることにつき、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振り替え処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

本議案に係る資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生については、本株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認されること、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において、第1号議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、ならびに本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件としております。

### 1. 減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額5,100,000,000円のうち5,000,000,000円を減少し、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少後の資本金の額は、100,000,000円となります。

### 2. 減少する資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額5,000,000,000円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少後の資本準備金の額は、0円となります。

### 3. 効力発生日

2022年3月30日

以上

# 株主総会会場略図

当会社

リーガロイヤルホテル(大阪)

3階・ロイヤルホール

所在地：大阪市北区中之島  
5丁目3番68号

電話：06-6448-1121

## 電車をご利用の場合

- 京阪電車中之島線  
中之島駅 直結
- JR大阪環状線  
福島駅 より徒歩約15分
- JR東西線  
新福島駅 の2番出口より徒歩約8分
- 阪神電車阪神本線  
福島駅 の西3番出口より徒歩約8分

新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、本株主総会会場において、感染予防のための措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会におきましては、**お土産の配布、及び待合室でのお飲み物等のご提供は取り止めさせていただきます。**



## リーガロイヤルバスのご案内

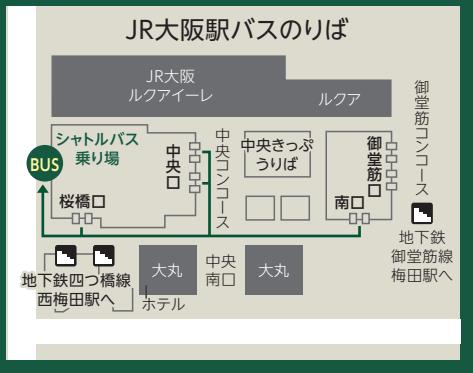
リーガロイヤルホテル(大阪)～  
JR大阪駅間を循環

乗り場：JR大阪駅西側(高架下南寄り)

大阪駅発

- 7:45a.m.～10:00a.m.及び
- 9:00p.m.～10:15p.m.は
- 毎時15分間隔発
- 10:00a.m.～9:00p.m.は
- 毎時6分間隔発

(注)営業状況等により減便する場合がございます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

